

行田市新型コロナウイルス感染症対策本部 第10回会議次第

令和2年4月21日(火) 9時15分～ 203会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 協議事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 現状と課題
- ・ 今後の対策

(2) その他

4 閉 会

新型コロナウイルスに関する総合相談窓口 受付状況

月日	曜日	AM 受付件数					PM 受付件数					合計 受付件数					
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	
4月9日	木	13				3	10	7	1		2	25	20	1		5	
4月10日	金	10	2		1	6	19	10	3	1	6	38	20	5	1	2	
4月13日	月	8	4			2	17	9			8	31	17	4		10	
4月14日	火	8	2			6	12	4	5		6	28	12	7		12	
4月15日	水	7				8	9	5	1		4	23	12	1		12	
4月16日	木		1			7	11	6			8	19	6	1		15	
4月17日	金	3	2			3	3		1		2	11	3	3		5	
4月20日	月	5	1			16	10	1	1		8	32	6	2		24	
4月21日	火																
4月22日	水																
4月23日	木																
4月24日	金																
4月27日	月																
4月28日	火																
4月30日	木																
5月1日	金																
5月7日	木																
合計		116	54	12	1	51	91	42	12	1	44	207	96	24	1	2	95

(内訳) 1 生活支援臨時給付金に関する事 2 持続化給付金に関する事 3 児童手当に関する事 4 市内の感染状況 5 その他

## 特別定額給付金（仮称）について

健康福祉部福祉課生活支援臨時給付金担当

### 事業概要

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになった。（令和2年4月20日時点）

#### 1 事業の実施主体と経費負担

実施主体は市区町村

実施に要する経費（給付事業費及び事務費（郵送料、電算業務委託料、消耗品費（封筒代等）、入金時振込手数料、人件費等） 国庫補助（補助率 10/10）

#### 2 給付対象者及び受給権者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記載されている者  
受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

#### 3 給付額 市民（国民）

1人につき 100,000円

〔参考〕令和2年4月1日現在（住民基本台帳人口）に基づく給付額

行田市人口 80,506人（うち外国人数1,742人）

⇒80,506人×100,000円＝80億5千60万円

行田市世帯 35,143世帯（うち外国人世帯数989世帯）

#### 4 給付金の申請及び給付の方法

①郵送方式 ②オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

原則として申請者の本人名義の銀行口座へ振り込み

※やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。

（受付窓口の分散、消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る）

#### 5 受付及び給付開始日

市区町村において決定

①郵送方式、②オンライン申請方式それぞれに受付開始日を設定可能

・申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3カ月以内

#### 6 政府（総務省）コールセンター 連絡先 03-5638-5855

応対時間 9:00～18:30（土日祝日を除く）